

令和4年度

事業概要



さいたま市動物愛護ふれあいセンター

目 次

第1章	総説	1
1.	組織・機構	1
(1)	動物愛護ふれあいセンターの概要	1
(2)	センター設置に係る沿革	2
(3)	施設概要	3
(4)	組織と職員構成及び業務内容	6
(5)	管轄区域	6
(6)	事業予算及び手数料	7
第2章	事業の概要	8
1.	動物愛護啓発事業（動物愛護精神と適正飼養の普及啓発）	8
(1)	ふれあい事業実施状況	8
(2)	職場体験教室実施状況	9
(3)	犬・猫の譲渡事業実施状況	11
(4)	動物愛護団体の譲渡活動支援	12
(5)	動物の適正飼養教室実施状況	12
(6)	犬とのふれあい方教室	13
(7)	動物愛護フェスティバル	14
(8)	市民講座、講演	15
2.	犬、猫等に関する事業	16
(1)	犬の登録・狂犬病予防注射実施状況	16
(2)	収容に係る業務	16
(3)	動物の管理・処分業務	18
(4)	動物に関する相談・苦情	19
(5)	飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費等の一部助成	21
3.	動物取扱業及び特定動物に係る業務	22
(1)	動物取扱業に関する業務	22
(2)	特定動物の飼養・保管状況	24
(3)	動物の飼養（収容）許可	24
(4)	多数の動物の飼養に係る届出	25
第3章	統計資料集	26
1.	畜犬登録数、狂犬病予防注射接種数	26
2.	犬の捕獲等収容数及び処分数	26
3.	猫の収容数及び処分数	27
4.	その他の動物の収容数及び処分数（すべて負傷動物として収容）	27
5.	犬・猫の譲渡事業	28
6.	月別来館者数	28
7.	来館者・ふれあい教室参加者	29
8.	苦情・相談件数	29
9.	職場体験教室・インターンシップ実施状況	30
10.	犬・猫の適正飼養教室参加者数	30
11.	第一種動物取扱業登録数の推移	31
12.	動物取扱責任者研修会の開催状況	31
13.	特定動物の飼養状況	31
14.	職員構成	32
15.	主な事務手数料歳入の内訳	32

第 1 章 総説

1. 組織・機構

(1) 動物愛護ふれあいセンターの概要

【管轄区域の沿革】

本市は埼玉県南東部、関東平野のほぼ中央部に位置し、都心から 20～40 km 圏域にあります。市内主要駅周辺では、商業機能、行政機能、文化機能などが集積しており、地域の個性を生かしたより高度な都市機能の整備が進められています。一方、市西部を流れる荒川に沿った河川敷や、東部に広がる見沼田んぼなど、首都圏域でも有数の緑地帯を有しています。東西・南北ともに、約 20 km の広がりを持ち、市内を横断・縦断する道路・鉄道網の整備とともに市内全域に住宅地域が形成されています。

【センター設置の経緯と目的】

さいたま市は平成 13 年 5 月 1 日に旧浦和市・大宮市・与野市の 3 市の合併により誕生しました。平成 15 年 4 月 1 日には、全国 13 番目の政令指定都市となり、さらに平成 17 年 4 月には岩槻市と合併、現在 134 万人を超える人口となっています。

地域保健、公衆衛生の専門的・技術的な拠点として平成 14 年 4 月に「さいたま市保健所」が開設され、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、本市における動物関連業務を開始しました。当時の保健所は県の合同庁舎を借用しており、狂犬病予防法で設置が義務付けられている抑留犬を収容するための設備が十分でなかったことから、埼玉県との協議により、抑留犬の処分等一部の業務については県に委託をしていました。

一方、近年、動物に対する接し方や価値観が多様化し、動物は単なるペットから、家族の一員へと変化してきました。反面、一部の動物に関わる人々のモラルの低さに起因するトラブルや動物への虐待、悪質な動物取扱業者等、動物に関わる問題も増えてきました。

このような背景を踏まえ、さいたま市保健所から動物関連業務を分離独立し、さらに動物愛護思想の普及を図るため、動物とのふれあい施設としての機能も有する「さいたま市動物愛護ふれあいセンター」が平成 18 年 6 月に開設されました。

【センター運営方針】

- 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を図ります。
- 動物の適正な飼養に関する知識の普及啓発等を行い、動物愛護思想の高揚を図ります。
- 動物から人への疾病を未然に防止するため、動物由来感染症の調査研究を行います。

(2) センター設置に係る沿革

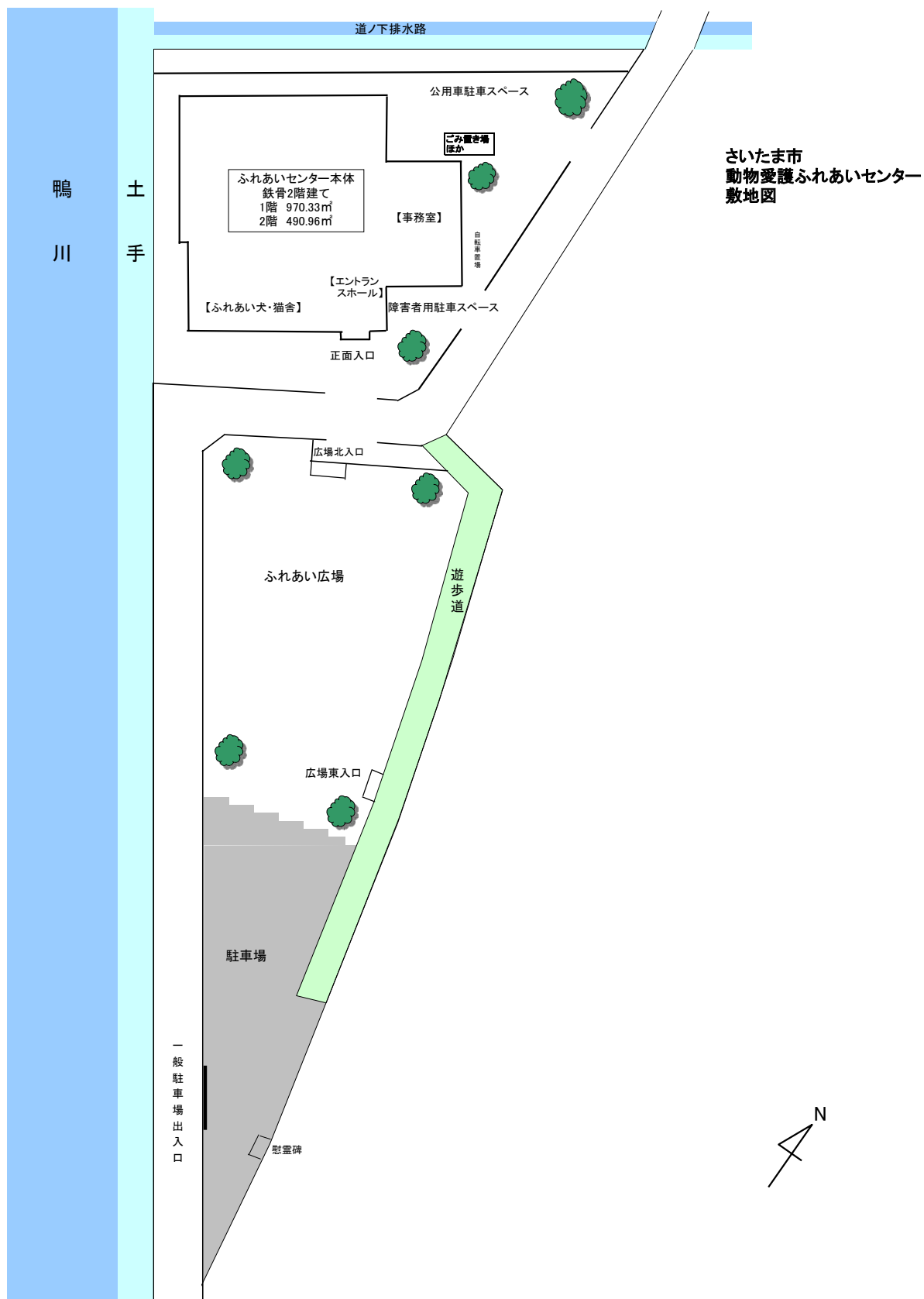
昭和25年8月	狂犬病予防法施行
平成12年12月	動物の愛護及び管理に関する法律施行
平成13年5月	さいたま市誕生（浦和市・大宮市・与野市が合併）
平成13年9月	保健所政令市移行の閣議決定
平成14年4月	さいたま市保健所開設（さいたま市吉敷町 埼玉県合同庁舎内）
	・狂犬病予防法関係業務（未登録犬等の抑留、所有者不明犬の公示等）の開始 ・動物の愛護及び管理に関する法律関係業務（動物取扱業の届出受理、危険な動物の飼養許可等）の開始 ・捕獲犬や引取猫等の抑留施設の設置、搬送・処分（処分決定を除く）、狂犬病の病性鑑定等の業務について、5年間を期限として県に委託
平成15年4月	政令指定都市へ移行
平成16年度	さいたま市動物愛護ふれあいセンター整備促進協議会設置
	建築基本設計・実施設計
平成17年4月	岩槻市と合併
平成17年4月	建設工事・道路工事開始
平成18年3月	さいたま市動物愛護ふれあいセンター条例議決
平成18年6月	さいたま市動物愛護ふれあいセンター条例施行、開設
	・狂犬病予防法関係業務・動物の愛護及び管理に関する法律関係業務がさいたま市保健所から移管（狂犬病予防法関係業務のうち、狂犬病発生時の県への報告についてのみ、保健所環境衛生担当において所管）
平成18年11月	さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行 （令和2年6月 改正条例施行）

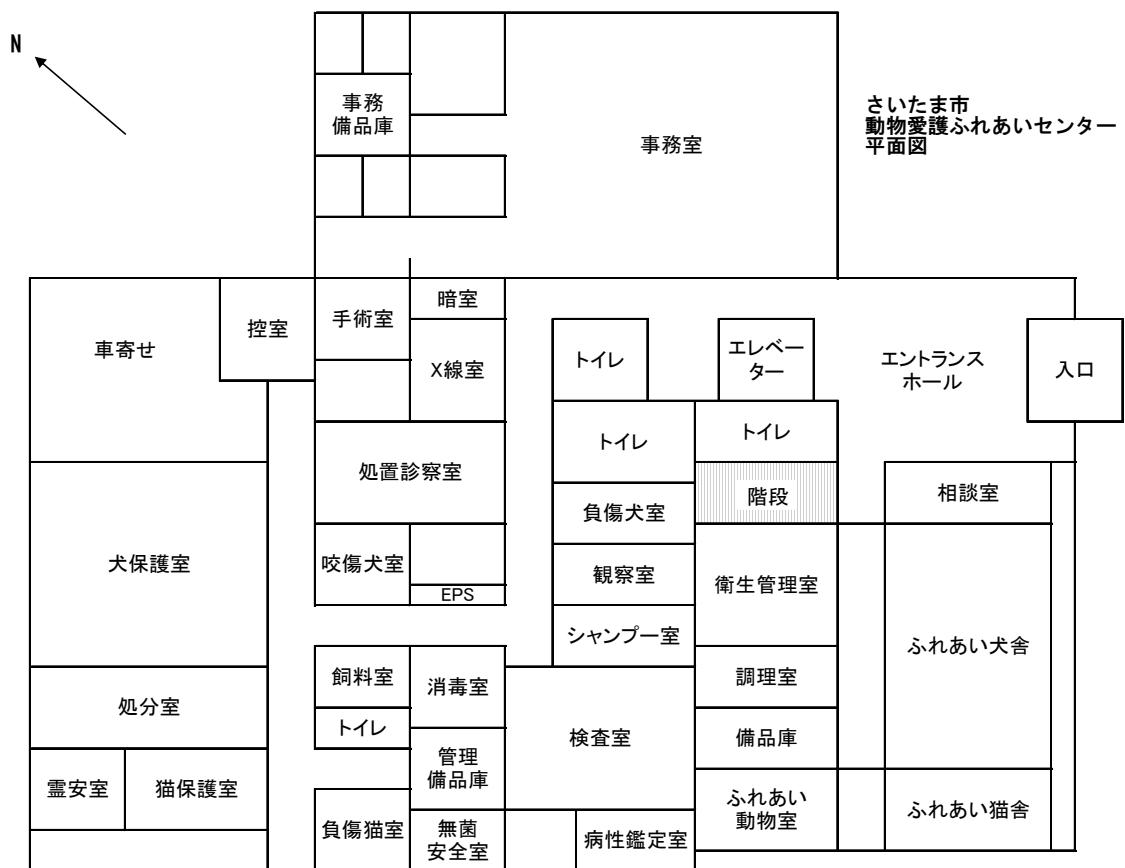
区名	世帯数	人口	面積(k㎡)	区名	世帯数	人口	面積(k㎡)
西区	43,328	94,805	29.12	桜区	47,874	96,160	18.64
北区	71,706	149,860	16.86	浦和区	78,914	168,881	11.51
大宮区	62,156	124,422	12.80	南区	91,758	193,538	13.82
見沼区	77,345	164,947	30.69	緑区	58,297	132,817	26.44
中央区	50,327	103,151	8.39	岩槻区	52,992	112,342	49.17
市全体	634,697	1,340,923	217.43	(令和5年4月1日現在)			

(3) 施設概要

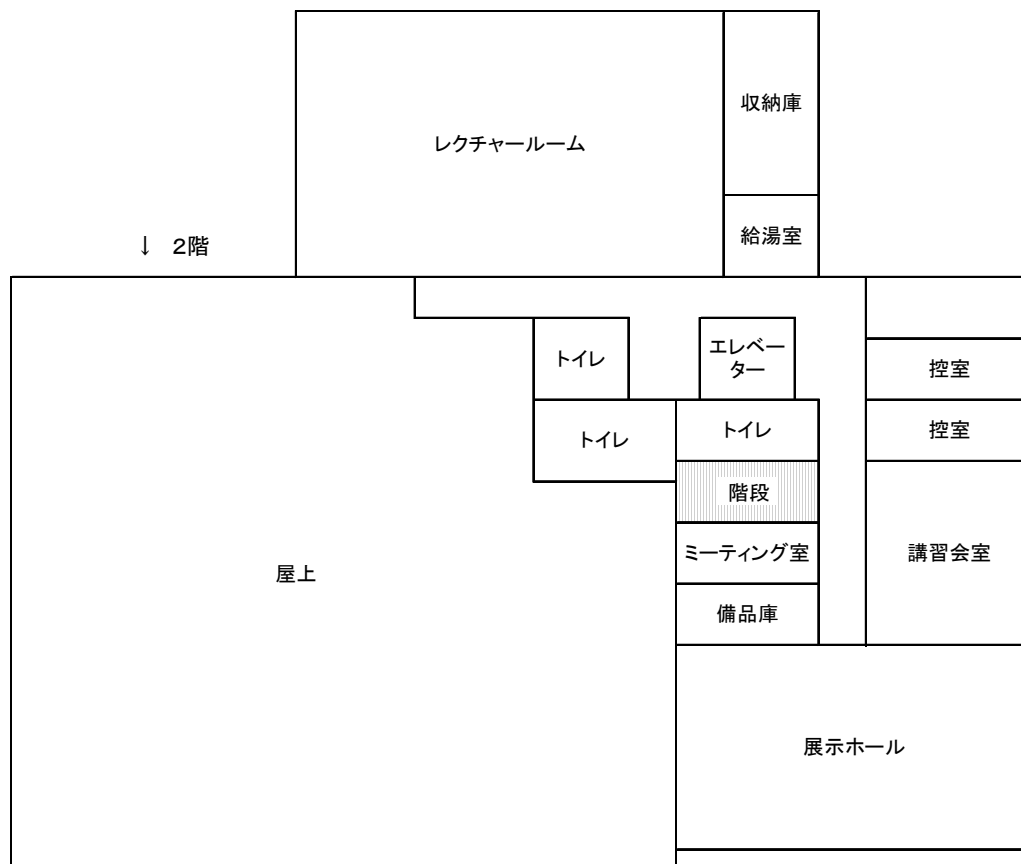


所在地	さいたま市桜区大字神田950 番地 1 （ じんで ）
敷地面積	4,189.91 m ²
建築面積	1,021.69 m ²
建設費	798,105,000 円
施設規模	鉄骨造 2 階建て 延べ床面積 1,461.29 m ² （1 階 970.33 m ² 、2 階 490.96 m ² ）
施設内の 主な部屋	（1 階） ふれあい犬舎（40.32 m ² ）、ふれあい猫舎（16.00 m ² ）、 犬保護室（59.86 m ² ）、猫保護室（15.75 m ² ）、 処置診療室（23.20 m ² ）、検査室（34.77 m ² ）、相談室（9.60 m ² ）、事務 室（133.50 m ² ）、その他（670.35 m ² ） （2 階） レクチャールーム（150.00 m ² ）、展示ホール（92.80 m ² ）、 講習会室（38.40 m ² ）、その他（209.76 m ² ）
附属施設	ふれあい広場（1,281.98 m ² ） 駐輪場（20 台） 公用車駐車場（5 台）、 駐車場（26 台） 障害者用駐車場（1 台）



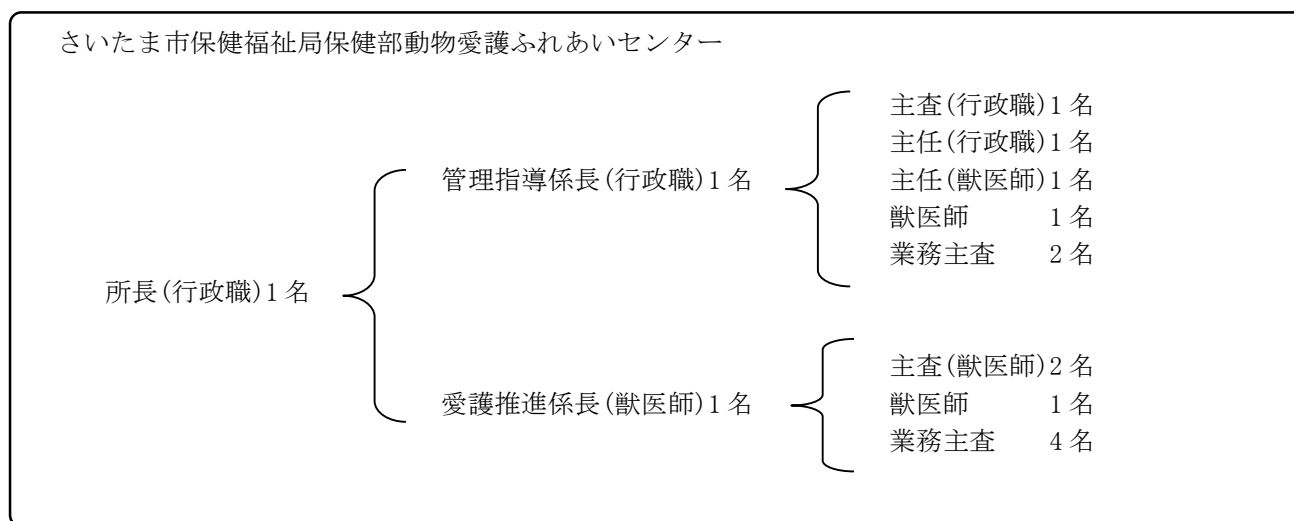


↑ 1階



(4) 組織と職員構成及び業務内容

【組織】



【事務分掌】

- ・ 動物の愛護思想及び適正な飼養に関する知識の普及及び啓発
- ・ 動物取扱業の登録・監視
- ・ 特定動物の飼養又は保管の許可
- ・ 犬及び猫の引取り及び収容
- ・ 犬の登録及び狂犬病予防注射
- ・ 狂犬病の鑑定及びこれに伴う犬の収容
- ・ 動物に係る人と動物の共通感染症の調査研究
- ・ センターに収容した犬・猫等の動物の管理、公示及び処分
- ・ 化製場法にかかる動物の飼養又は収容の届出及び許可

(5) 管轄区域

さいたま市内全域 (217.43 km²)

- さいたま市役所
- ◎ 動物愛護ふれあいセンター
- ・ 区役所



(6) 事業予算及び手数料

【事業予算】

《歳入》

《歳出》

科目	令和4年度 予算額(円)	令和4年度 決算額(円)
保健衛生 使用料	10,000	10,950
保健衛生 手数料	39,944,000	41,556,010
衛生費 雑入等	49,000	61,584
その他 過年度収入	0	859,338
合計	40,003,000	42,487,882

事業	令和4年度 予算額(円)	令和4年度 決算額(円)
動物愛護 指導事業	39,937,000	35,807,903
センター管理 運営事業	26,141,000	25,530,906
合計	66,078,000	61,338,809

【手数料等】

《犬の登録・狂犬病予防注射済票交付関係手数料》

登録（鑑札交付）にかかる費用	1頭につき	3,000円
鑑札再交付にかかる手数料	1頭につき	1,600円
狂犬病予防注射済票交付にかかる手数料	1頭につき	550円
狂犬病予防注射済票再交付にかかる手数料	1頭につき	340円
犬の原簿記載事項証明にかかる費用	1件につき	300円

《引取手数料》

犬・猫	生後90日以上	1（頭、匹）	2,090円
	生後90日未満	10（頭、匹）単位	2,090円

《返還及び保管にかかる費用》

返還に要する費用	1（頭、匹）につき	3,660円
保管に要した費用	1（頭、匹）につき	520円／日

《動物取扱業登録等申請・特定動物飼養保管許可等申請》

第一種動物取扱業登録・特定動物飼養許可	1件につき	16,000円
上記につき同時に申請されるもの	1件につき	8,000円
第一種動物取扱業登録更新・特定動物継続飼養許可	1件につき	10,000円
上記につき同時に申請されるもの	1件につき	5,000円
動物取扱責任者研修会受講料	1人につき	3,000円

《化製場法にかかる動物の飼養（収容）許可申請》

動物の飼養・収容許可	1件につき	8,000円
------------	-------	--------

第2章 事業の概要

1. 動物愛護啓発事業（動物愛護精神と適正飼養の普及啓発）

(1) ふれあい事業実施状況

【日常ふれあい】

来館者を対象に、動物を飼うために必要なことや動物の習性、正しい接し方を教えるとともに、動物とふれあうことにより動物が活着ていることを感じ、命あるものを大切にする心を育てるよう、動物愛護精神の普及啓発に努めています。



【月別・世代別ふれあい来館者数（動物愛護フェスティバルの来館者除く）】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来館者(人)※		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内訳	大人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子供	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開館日数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ふれあい事業を中止

【団体ふれあい実施状況】

事前に申込みのあった児童養護施設、保育園、幼稚園等については、団体ふれあい教室を実施しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加団体数※	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
参加者数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ふれあい事業を中止

【見学】

他自治体や動物専門学校など団体の視察、小・中学生の夏休み自由研究や大学生の卒業論文のための見学など、事前に申し込みがあった見学を希望する団体及び個人に対して、施設を案内し、質問等に答えています。

区 別	見学回数（回）	見学者数（人）
団体	6	81
個人	9	17
計	15	98



(2) 職場体験教室実施状況

実施年月日	学校名	人数（人）
令和4年7月5日	大久保中学校	4
令和4年7月12日～13日	与野西中学校	4
令和4年7月27日	開智中学校	7
令和4年9月13日～14日	八王子中学校	4
令和5年1月25日～26日	田島中学校	4
令和5年2月8日～9日	埼大附属中学校	4
計		27

【夏休み小学生職場体験教室】

夏休み期間中の小学校5・6年生の児童を対象に、センターの施設を利用して動物の飼養管理や接し方等の体験をしてもらうとともに、命の大切さや動物の愛護・共生について学んでもらいます。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、夏休み小学生職場体験教室を中止



＜施設見学＞



＜清掃体験＞

【中学生職場体験教室】

さいたま市内の中学校で実施している「未来くるワーク体験」により、中学生の受け入れを行いました。また、私立中学校からの生徒も同様に受け入れました。センターで行われている事業を、動物の飼養管理を中心に体験することで、動物を飼養することの楽しさ、大変さ、適正な動物の飼い方、動物愛護精神、命を大切にすることを学んでもらいます。



＜縫合体験＞



＜健康診断体験＞

(3) 犬・猫の譲渡事業実施状況

動物愛護精神の高揚及び動物の適正な飼養管理の普及啓発を図ることを目的に、飼養希望者に対して譲渡を行いました。飼養希望者には、動物の習性・しつけ並びに関連法令等について講習を実施し、模範的な飼い主になっていただくように努めました。

犬			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
一般譲渡	講習会	開催数	0	0	0	0	1	1	0	0	4	0	1	1	8
		受講組数（組）	0	0	0	0	1	1	0	0	4	0	1	1	8
		受講者数（人）	0	0	0	0	2	2	0	0	9	0	2	4	19
	譲渡会	開催数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	4
		参加組数（組）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	4
		参加者数（人）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	2	1	6
	団体譲渡（回）		1	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	6
	譲渡総数（匹）		1	0	0	1	2	2	1	0	0	1	1	1	10
	内訳 （うち団体譲渡）		成犬	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
仔犬			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

猫			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
一般譲渡	講習会	開催数	1	3	2	6	2	2	1	0	4	2	2	5	30
		受講組数（組）	1	3	2	6	2	2	1	0	4	2	2	5	30
		受講者数（人）	2	9	4	16	5	3	2	0	8	4	4	7	64
	譲渡会	開催数	0	0	3	6	2	2	1	1	2	1	1	0	19
		参加組数（組）	0	0	3	6	2	2	1	1	2	1	1	0	19
		参加者数（人）	0	0	5	8	6	5	2	1	3	1	2	0	33
団体譲渡（回）			2	3	1	2	3	1	1	1	0	0	0	1	15
譲渡総数（匹）			5	9	12	11	5	6	10	2	2	1	1	4	68
内訳 （うち団体譲渡）		成猫	1	0	5	3	1	0	2	2	1	1	1	0	17
			(1)	(0)	(2)	(2)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(6)
		子猫	4	9	7	8	4	6	8	0	1	0	0	4	51
(4)	(9)		(7)	(1)	(3)	(4)	(8)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)	(40)		



(4) 動物愛護団体の譲渡活動支援

市内で飼い主のいない犬や猫の譲渡活動を行っている団体や個人の方への支援の一環として、動物愛護ふれあいセンターを譲渡会のために提供するとともに譲渡会を広報しています。

実施年月日	回数	譲渡動物
		(頭)
*	0	0
	計	0

*令和4年度は実施なし

(5) 動物の適正飼養教室実施状況

正しい飼い方やしつけ方が犬・猫の飼い主に普及することにより、人とペットが共存して生活できる豊かな地域社会を築くことを目的として各教室を開催しました。



<犬のしつけ方教室（実技）>



<犬のしつけ方教室（講義）>

形式	実施年月日	組数 (組)	人数 (人)
実技	令和4年5月28日	6	12
	令和4年6月25日	6	11
	令和4年10月29日	9	23
	令和4年11月26日	7	13
	令和5年2月25日	7	10
	令和5年3月25日	7	14
	小計	42	83
講義・ デモ	令和4年9月23日（デモ）	32	48
	令和4年12月24日（デモ）	23	40
	小計	55	88
	合計	97	171

(6) 犬とのふれあい方教室

犬との間違ったふれあい方が原因で咬傷事故にあわないように、小学校低学年生を対象に日本獣医生命科学大学の学生によるゲーム・寸劇や犬とのふれあいを通じて、犬との正しい接し方を学んでもらいます。

実施年月日	参加組数	参加者数
※	0 組	0 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、犬とのふれあい方教室を中止



※写真は令和元年度に開催したもの

(7) 動物愛護フェスティバル

センターの認知度向上と動物愛護についての関心と理解を深めるため、「動物愛護フェスティバル」を実施しています。

○開催日：令和4年9月23日（金・祝）

○開催場所：さいたま市動物愛護ふれあいセンター

○来場者数：792人

【実施内容】（令和4年度）

常設コーナー

- ・どうぶつスライダー
- ・クイズ・スタンプラリー
- ・譲渡動物写真展示
- ・動物健康相談
- ・獣医さんになりきって記念撮影
- ・どうぶつものしり釣りゲーム
- ・動物の絵本よみきかせ
- ・動物飼育相談
- ・業務紹介パネル展示



特別セミナー

- ・犬のしつけ方教室



ふれあいコーナー

- ・センター譲渡対象動物の見学
- ・動物専門学生によるドッグパフォーマンス
- ・犬とのふれあいコーナー
- ・乗馬体験



(8) 市民講座、講演

市民の関心が高い話題である、犬の吠えのしつけ方について市民講座を行いました。また、学校やマンション管理組合の要請を受けて、動物を飼う人に大切なルールとマナーについて出張を含む講演を行います。

《市民講座》

実施年月日	テーマ	対象	人数(人)
令和5年1月28日	犬のしつけ方講座～吠えの予防と治療～	市民	72
計			72

《講演》

実施年月日	テーマ	対象	人数(人)
令和4年6月25日	ペットの災害対策について	市民	30
令和4年8月20日	ペットの災害対策について	市民	8
計			38

2. 犬、猫等に関する事業

(1) 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況

令和4年度末時点の犬の登録数は昨年度末より59頭増加して58,840頭でした。また、令和4年8月末の時点で狂犬病予防注射を確認できなかった登録犬の飼い主に対し、狂犬病予防注射を促す通知を送付しました。

(再通知件数：15,725件)



【犬の登録頭数および狂犬病予防注射頭数】

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
登録頭数	4,898	6,167	5,162	8,560	4,113	4,175	5,953	6,922	6,460	6,430	58,840
うち新規登録頭数	294	431	434	584	420	202	461	451	488	523	4,288
注射頭数	3,836	4,979	4,068	6,536	3,256	3,014	4,951	5,149	4,690	4,143	44,622
接種率	78.3%	80.7%	78.8%	76.4%	79.2%	72.1%	83.1%	74.3%	72.6%	64.4%	75.9%

(令和5年3月末現在、単位：頭)

(2) 収容に係る業務

放浪犬等による危害・被害を防止するため、市民等からの捕獲・保護依頼に基づき迅速に対処しました（捕獲）。また、負傷や病気によって動けなくなっている飼い主のわからない動物については、発見者からの通報に基づき保護し応急処置を行いました（負傷動物）。

やむを得ない事情で飼えなくなった犬・猫については、致死処分になる可能性があることを十分に説明し、放置、捨て置きなどで生じる問題を未然に防ぐ目的で、センター窓口にて引取りを行いました（所有者からの引取り）。

警察等に保護された捨て猫等の所有者がいない犬・猫について引取りを行いました（所有者不明の引取り）。

センターに収容された所有者の判明しない犬・猫は元の飼い主を探すために、全区役所の掲示板で公示を行い、ホームページにも掲載しました。飼い主が判明した際は、適正飼養について指導し、所定の手数料を徴収した後、直ちに返還しました。

【犬の収容数】

犬	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
捕獲	3	1	9	3	2	1	3	2	4	4	4	2	38
負傷犬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所有者からの引取り	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
譲渡後返還（出戻り）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	1	9	3	2	2	3	2	4	4	4	2	39

(単位：頭)

【猫の収容数】

猫	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
所有者不明の引取り	4	12	9	0	1	2	8	0	0	0	1	1	38
負傷猫	5	4	5	12	4	2	3	2	2	0	1	1	41
所有者からの引取り	6	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	16
譲渡後返還（出戻り）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	15	16	19	12	5	4	11	2	2	0	2	7	95

（単位：頭）

【収容された犬・猫の成子内訳】

犬	区分	内訳	頭数	合計
	捕獲	成犬 子犬	38 0	38
	負傷犬	成犬 子犬	0 0	0
	所有者からの引取り	成犬 子犬	1 0	1
	譲渡後返還（出戻り）	成犬 子犬	0 0	0
	合計	成犬 子犬	39 0	39

猫	区分	内訳	頭数	合計
	所有者不明の引取り	成猫 子猫	2 36	38
	負傷猫	成猫 子猫	19 22	41
	所有者からの引取り	成猫 子猫	11 5	16
	譲渡後返還（出戻り）	成猫 子猫	0 0	0
	合計	成猫 子猫	32 63	95

（単位：頭）

【所有者からの犬・猫の引取り理由】

犬：飼い主の死亡・病気・・・1/1 件（100%）

猫：飼い主の死亡・病気・・・16/16 件（100%）

(3) 動物の管理・処分業務

センターに収容された動物については、適正な飼養管理を行いました。

5日間の公示期間を過ぎても飼い主の判明しなかった動物及び飼い主から引き取られた犬・猫については、新しい飼い主に譲渡するよう努めました。

【犬・猫の処分内訳】

犬	区分	内訳	頭数	
	返還	成犬 子犬	31 0	31
	譲渡	成犬 子犬	10 0	10
	死亡	成犬 子犬	0 0	0
	殺処分	成犬 子犬	0 0	0
	所有者からの 引取り取下げ	成犬 子犬	0 0	0
	合計	成犬 子犬	41 0	41
猫	区分	内訳	頭数	
	返還	成猫 子猫	1 0	1
	譲渡	成猫 子猫	17 51	68
	死亡	成猫 子猫	9 11	20
	殺処分	成猫 子猫	0 0	0
	所有者からの 引取り取下げ	成猫 子猫	0 0	0
	合計	成猫 子猫	27 62	89

(単位：頭)

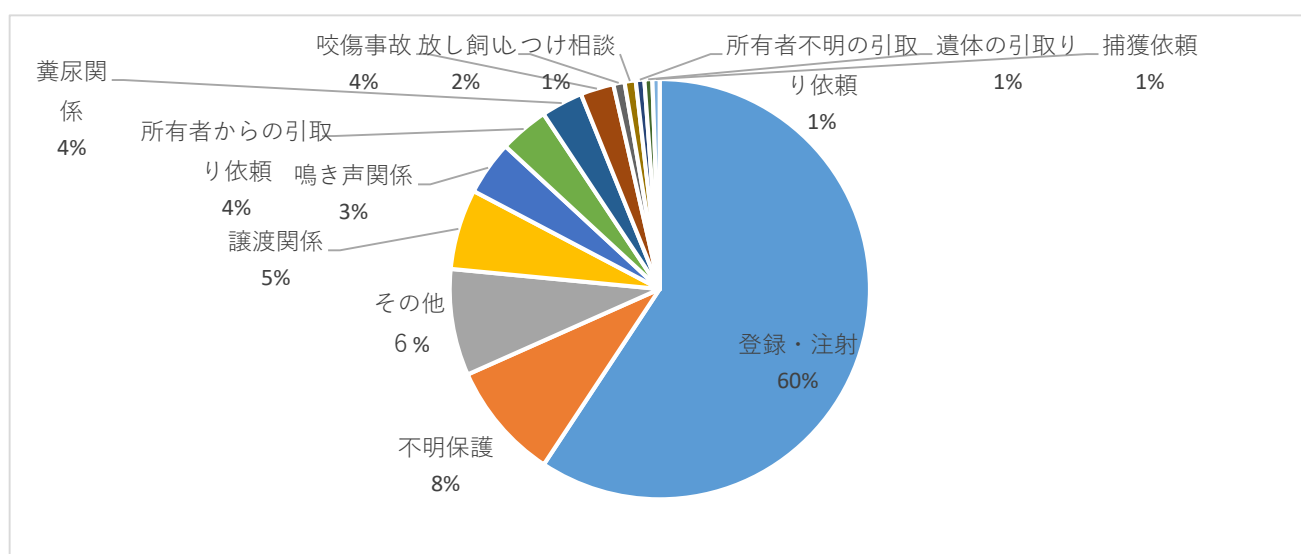
(4) 動物に関する相談・苦情

犬・猫に関する相談や苦情を窓口及び電話で受け付けました。犬・猫の不適切な飼い方による事故及びトラブル等を防ぐために、適切な指導を現場、窓口、電話にて行いました。また、広報紙、ホームページ、チラシ、リーフレット及び看板等を活用して、正しい飼い方の啓発に努めました。

【犬に関する相談・苦情件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
登録・注射	213	100	121	55	62	49	163	83	45	57	66	200	1214
不明保護	17	2	17	22	17	17	11	7	14	12	17	17	170
譲渡関係	12	6	5	11	5	11	11	8	9	10	6	12	106
所有者からの引取り依頼	8	12	4	4	12	13	7	5	4	5	4	3	81
所有者不明の引取り依頼	4	2	2	2	0	1	2	2	2	3	3	1	24
捕獲依頼	1	2	2	3	0	3	2	1	1	1	2	3	21
糞尿関係	6	9	3	6	6	9	3	10	2	5	9	7	75
鳴き声関係	6	8	9	7	7	6	4	8	4	5	2	3	69
咬傷事故	10	9	8	15	9	8	6	5	4	5	7	4	90
放し飼い	4	3	3	2	3	3	1	6	1	6	0	3	35
しつけ相談	1	0	1	0	0	1	0	2	4	2	2	2	15
遺体の引取り	1	1	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	6
その他	11	11	15	22	8	15	5	4	6	2	6	9	114
計	294	165	190	150	131	137	215	141	96	113	124	264	2020

(単位：件)



【犬による咬傷事故の届出件数】

咬傷事故発生時における犬の状況					計	咬傷事故発生時における被害者の状況						計
犬舎等に けい留中	けい留し て運動中	放し飼い	野犬 (放浪犬)	その他		犬に手を 出した	けい留し うとした	配達・訪 問等の際	通行中	遊戯中	その他	
9	33	7	6	4	59	10	1	7	36	1	4	59

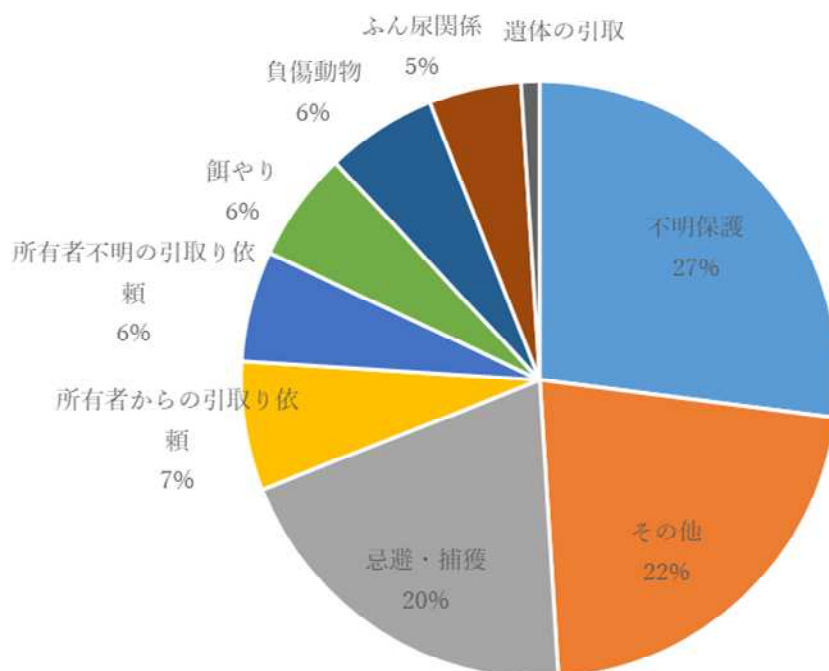
(単位：頭)

(単位：件)

【猫に関する相談・苦情件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
不明保護	51	48	60	58	50	44	51	28	23	26	31	32	502
所有者からの引取り依頼	16	15	23	8	14	9	11	13	7	8	6	9	139
所有者不明の引取り依頼	2	19	13	8	10	20	6	11	4	2	4	6	105
忌避等	26	38	44	56	25	56	28	32	19	14	15	30	383
糞尿関係	15	11	10	14	11	10	2	5	8	4	5	9	104
餌やり	5	4	11	19	18	10	8	6	6	3	12	9	111
負傷動物	9	15	12	19	11	11	8	8	4	6	5	6	114
遺体の引取り	0	4	3	3	2	3	2	2	0	1	1	3	24
その他	29	35	49	38	38	31	23	30	23	32	48	33	409
計	153	189	225	223	179	194	139	135	94	96	127	137	1891

(単位：件)



【その他動物に関する相談・苦情件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
負傷動物	2	2	4	2	3	1	3	1	0	1	0	2	21
捕獲・駆除	2	1	5	1	0	0	0	0	1	0	1	0	11
野生動物への対応方法	2	7	10	3	2	4	1	2	1	1	0	0	33
引渡し・引取り	1	5	1	2	2	3	3	3	5	0	0	0	25
不明保護	0	2	4	6	6	8	4	3	3	2	0	3	41
その他	0	12	2	5	3	2	2	2	4	5	10	5	52
計	7	29	26	19	16	18	13	11	14	9	11	10	183

(単位：件)

(5) 飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費等の一部助成

市内に生息する飼い主のいない猫に対し、去勢手術又は不妊手術を行う事を奨励し、不必要な繁殖による猫の増加を抑え、地域の快適な生活環境の整備及び猫の適切な飼い方と動物の愛護及び管理についての意識の高揚を図るため、手術に要した費用の一部を助成しました。また、手術を受けた猫に対し、同時に、他の猫に感染させるおそれのある感染症及び寄生虫病に係る検査、予防接種及び治療処置（以下「その他の処置」といいます。）を実施した場合、その費用の一部を助成しました。

【被手術猫性別】

	オス	メス	計	その他の処置
頭数	317	425	742	574

【生息地域別月別】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区計
西区	2	6	5	1	2	3	12	4	4	1	7	4	51
北区	3	1	2	1	1	1	3	2	5	0	3	2	24
大宮区	16	4	5	7	10	20	4	5	4	8	2	5	90
見沼区	17	15	14	7	9	11	20	11	13	9	20	12	158
中央区	2	1	4	1	2	1	2	1	0	1	1	0	16
桜区	4	5	3	8	13	14	3	6	6	7	3	12	84
浦和区	2	2	11	2	13	11	8	6	3	7	2	2	69
南区	0	3	13	5	5	9	5	8	10	13	14	8	93
緑区	3	7	5	4	7	3	5	10	5	6	8	6	69
岩槻区	7	4	10	6	8	5	15	10	5	9	5	4	88
月計	56	48	72	42	70	78	77	63	55	61	65	55	742

3. 動物取扱業及び特定動物に係る業務

(1) 動物取扱業に関する業務

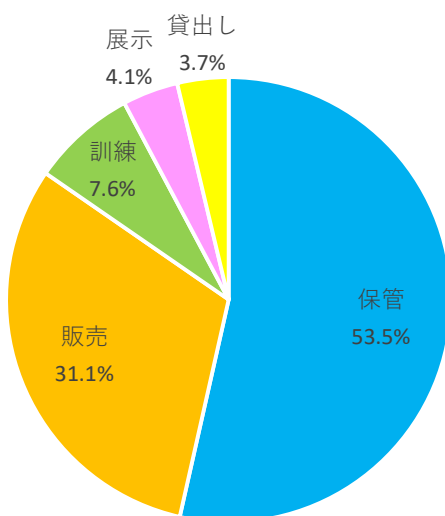
営利を目的とする販売、保管、訓練、展示、貸出し、競り及び譲受飼養の7業種いずれかの動物取扱業を営む場合、第一種動物取扱業として登録が義務付けられています。令和元年の法改正では動物取扱業者への規制が強化され、動物取扱責任者の資格要件の適正化、事業所での対面販売の義務化等が行われました。特に犬猫は、56日齢以下の販売禁止、飼養管理基準（ケージの基準等）の規制強化、従業員1人当たりの頭数制限、販売時のマイクロチップ装着義務化等が行われました。

【第一種動物取扱業の登録状況（区別）】

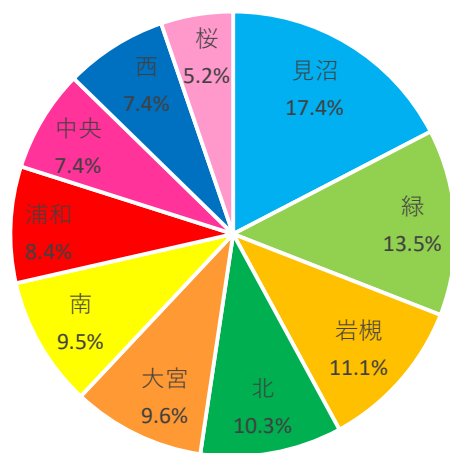
	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
施設数(件)	31	48	43	76	35	22	40	47	59	56	457
業種 (件)	販売	20	15	35	12	7	13	16	18	32	184
	(うち犬猫販売*)	(14)	(10)	(23)	(9)	(5)	(8)	(12)	(10)	(18)	(125)
	(うち繁殖あり*)	(12)	(5)	(17)	(6)	(4)	(7)	(8)	(6)	(15)	(91)
	保管	33	32	51	28	19	29	37	44	28	317
	訓練	4	3	9	1	3	5	2	9	2	45
	展示	2	3	5	2	1	2	1	6	1	24
	貸出し	2	4	3	1	1	1	0	3	3	22
	競り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	譲受飼養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	44	61	57	103	44	50	56	80	66	592

*1 販売業者のうち犬猫等販売業者の内訳。

*2 犬猫等販売業者のうち繁殖を行う業者の内訳。



<業種ごとの登録状況>



<区別の登録状況>

【令和4年度第一種動物取扱業新規登録状況】

		西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
施設数(件)		3	4	6	12	3	2	3	6	7	4	50
業種 (件)	販売	2	2	1	7	2	1	0	2	3	3	23
	(うち犬猫販売*)	(2)	(1)	(1)	(4)	(0)	(1)	(0)	(1)	(1)	(3)	(14)
	(うち繁殖あり*)	(2)	(1)	(1)	(2)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(3)	(11)
	保管	1	1	6	9	1	1	3	5	3	1	31
	訓練	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	3
	展示	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
	貸出し	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	3
	競り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	譲受飼養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	4	7	19	4	2	4	7	7	5	62

*1 販売業者のうち犬猫等販売業者の内訳。

*2 犬猫等販売業者のうち繁殖を行う業者の内訳。

【立入検査状況】

第一種動物取扱業施設について、立入検査を実施しました。立入は飼養頭数の多い施設等を優先し、不適正な業者には繰り返し立入するなど、効率的に監視指導を行いました。

		西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
立入検査件数		6	14	6	20	5	7	26	13	13	13	123
業種 (件)	販売	4	7	3	13	4	1	17	6	5	9	69
	(うち犬猫販売*)	(3)	(7)	(3)	(10)	(4)	(1)	(17)	(6)	(5)	(5)	(61)
	保管	4	11	5	14	4	6	8	10	12	6	80
	訓練	1	1	2	3	0	3	3	0	1	1	15
	展示	0	1	1	4	0	0	1	0	2	0	9
	貸出し	1	0	1	2	1	0	0	0	2	1	8
	競り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	譲受飼養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	10	20	12	36	9	10	29	16	22	17	181

*販売業者のうち犬猫等販売業者の内訳。

【動物取扱業の苦情相談件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情数	2	4	2	2	2	5	0	1	1	2	1	6	28
相談数	46	60	57	26	23	52	57	93	20	34	37	40	545

(単位：件)

【動物取扱責任者研修会】

登録している第一種動物取扱業者に選任された動物取扱責任者に対し、プラザウエスト（さいたま市桜区道場）及び動物愛護ふれあいセンターにおいて動物取扱責任者研修会を実施しました。

実施回数	実施年月日	会場	人数(人)
第1回	令和4年11月9日	プラザウエスト	197
第2回	令和4年11月25日	プラザウエスト	189
第3回	令和5年2月22日	動物愛護ふれあいセンター	24
第4回	令和5年3月9日	動物愛護ふれあいセンター	17
第5回	令和5年3月14日	動物愛護ふれあいセンター	12
		合計	439

【第二種動物取扱業者の届出状況】

平成24年9月の法改正により、非営利の動物取扱施設（公立の動物園や動物愛護団体の収容施設など）が第二種動物取扱業として届出対象になりました。

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
施設数	1	2	2	4	2	2	3	2	4	1	23
業種 (件)	ゆずりわた 譲渡し	1	1	1	4	2	2	3	2	3	20
	保管	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	訓練	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	展示	0	1	1	0	0	0	0	1	0	3
	計	1	2	2	4	2	3	2	5	1	24

(2) 特定動物の飼養・保管状況

特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物）を飼養又は保管しようとする場合、事前に許可が必要です。

【飼養・保管状況】

令和5年3月末時点の特定動物の飼養・保管許可施設数および飼養頭数は以下の通りです。

許可件数（件）			17	
施設数（件）			8	
動物種			許可頭数	実飼養頭数
内 訳 (単位…頭)	ほ 乳 類	ツキノワグマ	2	1
		ブチハイエナ	3	2
		ケナガクモザル	10	6
		ニホンザル	13	10
		シシオザル	8	6
	は 虫 類	インドニシキヘビ	1	1
		ビルマニシキヘビ	1	1
		ボアコンストリクター	1	1
		オオアナコンダ	2	0
		オオアナコンダとキイロ アナコンダの交雑種	1	1
		ブラジルカイマン	4	0
		メガネカイマン	4	1
		コビトカイマン	4	0
		ワニガメ	6	5
		計	60	35

(3) 動物の飼養（収容）許可

化製場等に関する法律第9条第1項の規定により、人口密集地など市長が指定する区域内において特定の種類の動物を一定数以上飼養又は収容する場合は許可が必要です。さいたま市では主に動物取扱業者と畜産農家が許可を取得しています。

【許可件数】

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
犬（10頭以上）	5	11	18	12	15	6	12	11	14	10	114
牛（1頭以上）	1	0	0	4	0	1	0	0	0	0	6
馬（1頭以上）	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
豚（1頭以上）	0	1	2	0	0	1	1	2	0	1	8
めん羊（4頭以上）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
山羊（4頭以上）	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
鶏（100羽以上）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
あひる（50羽以上）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6	13	21	20	15	8	13	13	14	11	134

（単位：件）

(4) 多数の動物の飼養に係る届出

平成25年9月1日に改正されたさいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第9条の2の規定により、犬および猫を個別又は合計で10頭以上飼育する場合は届出が必要になりました。（第一・二種動物取扱業者および動物の飼養（収容）許可取得済み施設は届出義務の対象外）

【区別の届出状況】

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
犬猫合計で10頭以上	1	0	0	4	1	1	2	0	2	1	12
犬のみ10頭以上	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
猫のみ10頭以上	1	1	0	4	1	7	1	2	2	6	25
計	2	1	0	8	2	9	3	2	4	8	39

（単位：件）

第3章 統計資料集

1. 畜犬登録数、狂犬病予防注射接種数

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
登録数	西区	4,876	4,939	4,850	4,938	4,898
	北区	6,361	6,419	6,209	6,210	6,167
	大宮区	5,162	5,195	5,073	5,046	5,162
	見沼区	8,766	8,840	8,559	8,523	8,560
	中央区	4,283	4,293	4,197	4,106	4,113
	桜区	4,252	4,173	4,114	4,176	4,175
	浦和区	5,932	6,029	5,995	6,027	5,953
	南区	7,009	7,003	6,805	6,865	6,922
	緑区	6,570	6,602	6,509	6,478	6,460
	岩槻区	6,855	6,853	6,639	6,412	6,430
	全区合計	60,066	60,346	58,950	58,781	58,840
狂犬病予防注射数 (うち集合注射数)		42,245 (9,514)	42,079 (9,196)	42,494 (1,798)	43,708 (7,009)	44,622 (6,793)
接種率		70.3%	69.7%	72.1%	74.4%	75.9%
死亡届		4,421	4,058	4,041	4,194	3,951

(単位：頭)

2. 犬の捕獲等収容数及び処分数

			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
犬	収容数		112	80	66	57	39
	内訳	捕獲・保護	105	67	62	47	38
		負傷犬	1	0	0	0	0
		所有者からの引取り	5	13	4	10	1
		譲渡後返還(出戻り)	1	0	0	0	0
	処分数		112	79	73	55	41
	内訳	飼い主への返還数	70	50	39	36	31
		譲渡数	33	25	32	19	10
		収容後死亡数	2	1	2	0	0
		所有者からの引取り申請取下げ	0	0	0	0	0
		殺処分数	7	3	0	0	0
		(うち麻酔処分)	(7)	(3)	(0)	(0)	(0)
		(うちガス処分)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

(単位：頭)

3. 猫の収容数及び処分数

			30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
猫	収容数		127	151	124	133	95
	内訳	所有者不明の引取り	48	80	52	52	38
		負傷猫	57	60	67	73	41
		所有者からの引取り	22	11	5	7	16
		譲渡後返還（出戻り）	0	0	0	1	0
	処分数		126	149	127	129	89
	内訳	飼い主への返還数	2	13	10	4	1
		譲渡数	60	84	51	68	68
		収容後死亡数	58	44	64	57	20
		所有者からの引取り申請取下げ	0	0	0	0	0
		殺処分数	6	8	2	0	0
		（うち麻酔処分）	(6)	(8)	(2)	(0)	0
		（うちガス処分）	(0)	(0)	(0)	(0)	0

（単位：頭）

4. その他の動物の収容数及び処分数

	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
収容数 (内訳)	1 ハト 1	0	0	0	68 ハト 1 ウサギ 67
返還数 (内訳)	1 ハト 1	0	0	0	0
死亡数 (内訳)	0	0	0	0	0
譲渡数 (内訳)	0	0	0	0	59 ハト 1 ウサギ 58
殺処分数 (内訳)	0	0	0	0	0

（単位：頭又は羽）

5. 犬・猫の譲渡事業

犬			30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	講習会開催数（回）		8	6	21	18	8
	受講家族数（組）		15	15	21	18	8
	受講者数（人）		27	28	40	36	19
	譲渡会開催数（回）		13	6	14	7	4
	参加家族数（組）		29	20	14	7	4
	参加者数（人）		57	34	23	10	6
	団体譲渡（組）		14	13	16	10	6
	譲渡数（頭） （うち団体譲渡）	成犬	29 (15)	24 (14)	28 (15)	19 (12)	10 (6)
		子犬	4 (3)	1 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)
		計	33 (18)	25 (14)	32 (19)	19 (12)	10 (6)

猫			30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
	講習会開催数（回）		11	11	30	25	30
	受講家族数（組）		19	20	35	25	30
	受講者数（人）		29	42	67	51	64
	譲渡会開催数（回）		16	16	31	25	18
	参加家族数（組）		25	26	37	25	18
	参加者数（人）		42	59	73	34	31
	団体譲渡（組）		17	11	4	14	15
	譲渡数（頭） （うち団体譲渡）	成猫	21 (12)	23 (5)	15 (4)	21 (10)	17 (6)
		子猫	39 (31)	61 (48)	36 (5)	47 (29)	51 (40)
		計	60 (43)	84 (53)	51 (9)	68 (39)	68 (46)

6. 月別来館者数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
30 年度	784	629	589	446	632	617(629※ ¹)	728	686	517	611	596	886	8,350
元年度	682	539	631	677	666	733(1,369※ ¹)	548	686	566	543	575	0	8,215
2 年度※ ²	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 年度※ ²	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 年度※ ²	0	0	0	0	0	0(792※ ¹)	0	0	0	0	0	0	792

※1 カッコ内は動物愛護フェスティバルの来館者。

（単位：人）

※2 ふれあい事業を中止。

7. 来館者・ふれあい教室参加者

	30 年度	元年度	2 年度※	3 年度※	4 年度※
来館者数（人）	8,350	8,215	0	0	792
（うち動物愛護フェスティバルの来館者数）	(629)	(1,369)	0	0	(792)
日常ふれあい教室開催数（回）	927	794	0	0	0
（うち団体ふれあい教室開催数）	27	11	0	0	0

※ふれあい、ふれあい教室を中止。

8. 苦情・相談件数

		30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
総数		9,514	6,600	5,867	5,338	4,667
犬	犬の苦情・相談総数	4,192	3,341	2,757	2,455	2,020
	捕獲依頼	45	16	13	14	21
	所有者からの引取り依頼	225	87	114	93	81
	所有者不明の引取り依頼	124	28	12	16	24
	放し飼い	61	28	34	21	35
	咬傷事故	117	59	66	63	90
	糞尿関係	119	48	71	79	75
	鳴き声関係	109	35	88	102	69
	不明保護	803	426	292	222	170
	譲渡関係	282	160	208	201	106
	登録・注射	1,593	1,142	1,699	1,456	1,214
	遺体の引取り	114	28	14	15	6
	しつけ相談	55	26	27	21	15
	その他	545	1,258	119	152	114
猫	猫の苦情・相談総数	4,076	2,571	2,342	2,190	1,891
	所有者からの引取り依頼	225	142	169	134	139
	所有者不明の引取り依頼	129	132	109	79	105
	糞尿関係	229	130	125	126	104
	餌やり	234	111	116	128	111
	負傷動物	160	125	125	135	114
	不明保護	673	602	507	613	502
	忌避等	937	703	596	459	383
	遺体の引取り	119	42	29	39	24
	その他	1,370	584	566	477	409
その他の動物の苦情・相談総数		395	196	210	247	183
動物取扱業の苦情・相談件数		851	492	558	446	573

（単位：件）

9. 職場体験教室・インターンシップ実施状況

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
小学生	開催回数	2	2	0	0	0
	参加者数(人)	28	22	0	0	0
中学生	開催回数	6	7	0	5	6
	参加者数(人)	23	36	0	94	27
高校生	開催回数	1	0	0	0	0
	参加者数(人)	4	0	0	0	0
専門学生 大学生	開催回数	1	2	0	0	1
	参加者数(人)	1	3	0	0	1
計(人)		56	61	0	94	28

10. 犬・猫の適正飼養教室参加者数

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実技形式 (犬)	1回目	10	14	10	10	12
	2回目	21	12	7	10	11
	3回目	12	17	10	11	23
	4回目	14	21	8	10	13
	5回目	17	-	9	9	10
	6回目	17	-	12	16	14
	計	91	64	56	66	83
講義・ デモ形式	1回目	犬 47	犬 33	犬 14	犬 28	犬 48
	2回目	猫 36	猫 26	-	猫 16	犬 40
	3回目	犬 53	犬 11	-	犬 31	-
	4回目	-	犬 35	-	-	-
	計	136	105	14	75	88
犬とのふれあい方教室		54	30	0	0	0
合計		281	199	70	141	171

(単位：人)

1 1 . 第一種動物取扱業登録数の推移

	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
販売	146	153	173	187	184
保管	280	295	318	317	317
訓練	48	49	46	47	45
展示	28	29	29	28	24
貸出	21	20	23	21	22
競り	1	1	1	1	0
計	524	547	590	601	592
施設数	393	415	449	456	457

(単位：件)

1 2 . 動物取扱責任者研修会の開催状況

	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
開催回数 (回)	4	4※	－※	－※	5
参加者数 (人)	427	408	－	－	439

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、期間内に受講者に資料のみ配布

1 3 . 特定動物の飼養状況

		29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
哺乳類 (頭)	クマ	2	2	2	1	1	1
	ハイエナ	3	3	3	2	2	2
	中型サル	22	23	23	23	23	22
	ネコ科	0	0	0	0	0	0
	哺乳類合計	27	28	28	26	26	25
爬虫類 (頭)	大型ヘビ	11	11	10	8	5	4
	ワニ	4	3	2	2	2	1
	ワニガメ	13	5	5	5	5	5
	ドクトカゲ	1	0	0	0	0	0
	爬虫類合計	29	19	17	15	12	10
飼養数合計(件)		56	47	45	41	38	35
許可施設数(件)		19	17	16	13	11	8

年度末時点での飼養・保管頭数

1 4 . 職員構成

	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
獣医師	6	6	6	6	6
技能職	8 (非常勤職員 1 人含む)	6	6	6	6
行政職	3 (所長 1 人含む)	4 (所長 1 人含む)	4 (所長 1 人含む)	4 (所長 1 人含む)	4 (所長 1 人含む)
計	17	16	16	16	16

(単位：人)

1 5 . 主な事務手数料歳入の内訳

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
犬の登録手数料 (3,000 円)	11,217,000	14,019,000	14,496,000	12,864,000
狂犬病予防注射済票交付手数料 (550 円)	23,278,750	23,533,950	24,039,400	24,542,100
犬の鑑札再交付手数料 (1,600 円)	715,200	681,600	656,000	632,000
狂犬病予防注射済票再交付手数料 (340 円)	21,420	21,080	25,160	28,220
犬・猫の引取手数料 (2,090 円) ※ ¹	49,520	12,540	35,530	27,170
収容動物の返還費用 (1 件 3,660 円) ※ ²	224,260	172,020	146,400	117,120
収容動物の飼養管理費 (1 日 520 円) ※ ³	90,000	78,520	94,640	72,800
第一種動物取扱業登録・更新申請料※ ⁴	1,459,000	1,380,000	1,719,000	1,922,000
特定動物飼養・保管許可申請料※ ⁵	70,000	67,000	-	10,000
動物の飼養 (収容) 許可申請料 (8,000 円)	48,000	48,000	32,000	8,000
動物取扱責任者講習受講料 (3,000 円) ※ ⁶	1,224,000	-	-	1,317,000
犬の原簿記載事項証明交付手数料 (1 件 300 円) ※ ⁷	9,300	4,500	6,900	15,600
犬・猫の不妊去勢手術に要する手数料	-	-	-	-
計	38,406,450	40,018,210	41,251,030	41,556,010

(単位：円)

※¹ 令和元年 10 月より犬・猫の引取り手数料が 2,050 円から 2,090 円に変更。

※² 令和元年 10 月より収容動物返還費用が 3,590 円から 3,660 円に変更。

※³ 令和元年 10 月より収容動物飼養管理費が 510 円から 520 円に変更。

※⁴ 登録手数料 16,000 円、2 件目以降は 1 業種 8,000 円、登録更新手数料 10,000 円、
2 件目以降は 1 業種 5,000 円。

※⁵ 許可申請手数料 16,000 円、2 種目以降は 1 種 8,000 円、変更許可申請手数料 10,000 円。

※⁶ 令和 2、3 年度は新型コロナウイルスの影響により中止。

※⁷ 平成 26 年 10 月より犬の原簿記載事項証明交付手数料が 200 円から 300 円に変更。



さいたま市保健衛生局保健部 動物愛護ふれあいセンター Animal Management & Welfare Center
TEL : 048-840-4150 FAX : 048-840-4159 〒338-0812 さいたま市桜区大字神田950-1